

# 安全保障貿易管理規制について

安全保障輸出管理規制とは、世界における通常兵器および大量破壊兵器の拡散等を防止するための日本の輸出規制で、外国為替及び外国貿易法とその関連法令等で定められた兵器に関連する物の輸出または技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可が必要です。

2002年よりキャッチオール規制がさらに追加され、それまでのリスト規制(1~15項)と合わせて施行されています。キャッチオール規制には、汎用性が高く、広く民生用途として使用されている物・技術(産業製品はほぼ全て)が含まれており、核兵器や通常兵器等の開発等への使用の恐れがある場合、輸出先国によっては経済産業大臣の許可が必要となります。

表6に記載している当社製品は、キャッチオール規制の対象(16項該当)です。なお、ガラス布基材エポキシ樹脂銅張積層板およびガラス布基材エポキシ樹脂多層基板材料は、それぞれすべての品番のアンクラッド板、片面銅張板、両面銅張板、プリプレグも対象です。

当社製品・技術の規制該当非判定の情報が必要な際は、当社担当窓口にお問い合わせください。

判定依頼の際、製品・技術の輸出先や用途を確認することがありますので、予めご了承ください。

なお、当社製品を使用したお客様の電子回路基板や内層回路入り多層基板材料等の製品が、規制該当である最終製品に専用部品として販売され、組み込まれる場合、規制内容によってはお客様製品も「該当製品の専用部分品」として該当することがありますので、ご注意ください。

表6 安全保障貿易管理規制該当品  
輸出貿易管理令別 表第1.16項(キャッチオール規制)の規制対象品(複合材料、成型品)

品名
ガラス布基材エポキシ樹脂銅張積層板
ガラス布基材エポキシ樹脂多層基板材料
ガラス布基材PPE樹脂多層基板材料
ガラス布・ガラス不織布基材エポキシ樹脂銅張積層板
紙基材フェノール樹脂銅張積層板
内層回路入り多層基板材料
フレキシブル基板材料

# 製品への化学物質管理について

## ■当社電子回路基板材料の化学物質管理の考え方

国内や海外における代表的な法律、条約等で使用が禁止あるいは制限されている化学物質、およびパナソニックグループとして使用実態を把握し適正に管理すべき化学物質が明確にされた「パナソニックグループ化学物質管理ランク指針(製品版)」をもとに、当社電子回路基板材料においても常に世の中の最新動向に基づいた化学物質管理に努めています。

また、難燃機構として臭素(Br)を用いないハロゲンフリーの製品も積極的に開発、投入することで市場のグリーン化に貢献しています。

## ●当社製品のハロゲンフリー含有量

当社のハロゲンフリー材料は、JPCA-ES02~06、JPCA-HCL21、IEC61249-2-21、IPC-4101等で同様に定義される以下基準に適合するものです。

物質	含有量
臭素	≤0.09wt% (≤900ppm)
塩素	≤0.09wt% (≤900ppm)
臭素+塩素	≤0.15wt% (≤1500ppm)

## ●パナソニックグループ化学物質管理ランク指針(製品版)

主要な法規制等に基づき、製品に含有される化学物質を禁止物質(レベル1,2,3)および管理物質として分類しています。

禁止物質：製品への意図的使用、および不純物でも規制値以上の含有を禁止するもの、もしくは目標期限を設けて、代替物質への変更を推進するもの。

(主な規制) EU・RoHS指令(\*1)

- EU REACH規則 Annex XV II (制限物質)
- 包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令
- ドイツ：化学品禁止規則
- カリフォルニア州：プロポジション65
- 化審法(\*2)・第一種特定化学物質
- 労働安全衛生法55条・製造禁止有害物質
- オゾン層保護法での特定物質(HCFCを除く)

管理物質：使用の有無及び使用量を把握され、健康、安全衛生、適正処理等を考慮すべき物質。基本的にはアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP(\*3))が規定する管理対象物質から上記禁止物質を除いたものが該当する。

(主な規制) EU CLP規則 Annex VI

- EU REACH規則(\*4) Annex XV II (制限物質) ※当社禁止物質以外
- EU REACH規則・高懸念物質(SVHC)
- ESIS PBT・PBT判定基準該当部分
- GADSL(自動車) Global Automotive Declarable Substance List
- JIG(電気電子) Joint Industry Guide
- 化審法(\*2)・第一種特定化学物質 ※当社禁止物質以外
- 労働安全衛生法55条・製造禁止有害物質 ※当社禁止物質以外
- 毒物及び劇物取締法・特定毒物

\*1 EU・RoHS指令：EU(欧州連合)が2006年に施行開始した有害物質規制で、電気・電子機器に対する特定の化学物質の使用を制限することを目的に制定したもの。規制対象物質が規定値を超えて含まれた電気・電子機器をEUにおいて上市することはできない。規制対象物質は2019年7月22日より6物質から10物質となった。

\*2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

\*3 JAMP：アーティクルマネジメント推進協議会の通称。サプライチェーンの中で円滑に物質情報開示・伝達するための仕組み構築のため、2006年に業界横断で発足した団体

\*4 EU REACH規則：2007年6月に発効したEUの化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則

## ■製品含有化学物質管理の取組み

パナソニックグループではヒトと環境への影響が懸念される化学物質の使用を製品ライフサイクル全体で削減するという基本方針に基づいた製品づくりを目指しています。具体的な取り組みとして、当電子材料事業部門においては、事業内容に応じた独自の管理基準に基づき、すべての製品および購入部材に対して下記のような対応をグローバル全工場で推進しています。

①EU RoHS指令の対象物質を中心とした製品および購入部材の分析確認の実施、②各種証明書類の整備による資材調達から製品出荷まで各段階での対象化学物質の管理、③製品仕向け先各国での法規制最新情報の把握、④お客様への正確な情報提供や各種証明書の発行および法令に対応した登録・届出や製品への表示  
これらの取り組みを通じて、お客様からのご要望に対応するとともに、サプライチェーン全体での環境負荷低減に努めています。

